

三重県子ども・子育て支援事業支援計画（中間案）

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格施行されます。

県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援していくとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施していきます。

1 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供

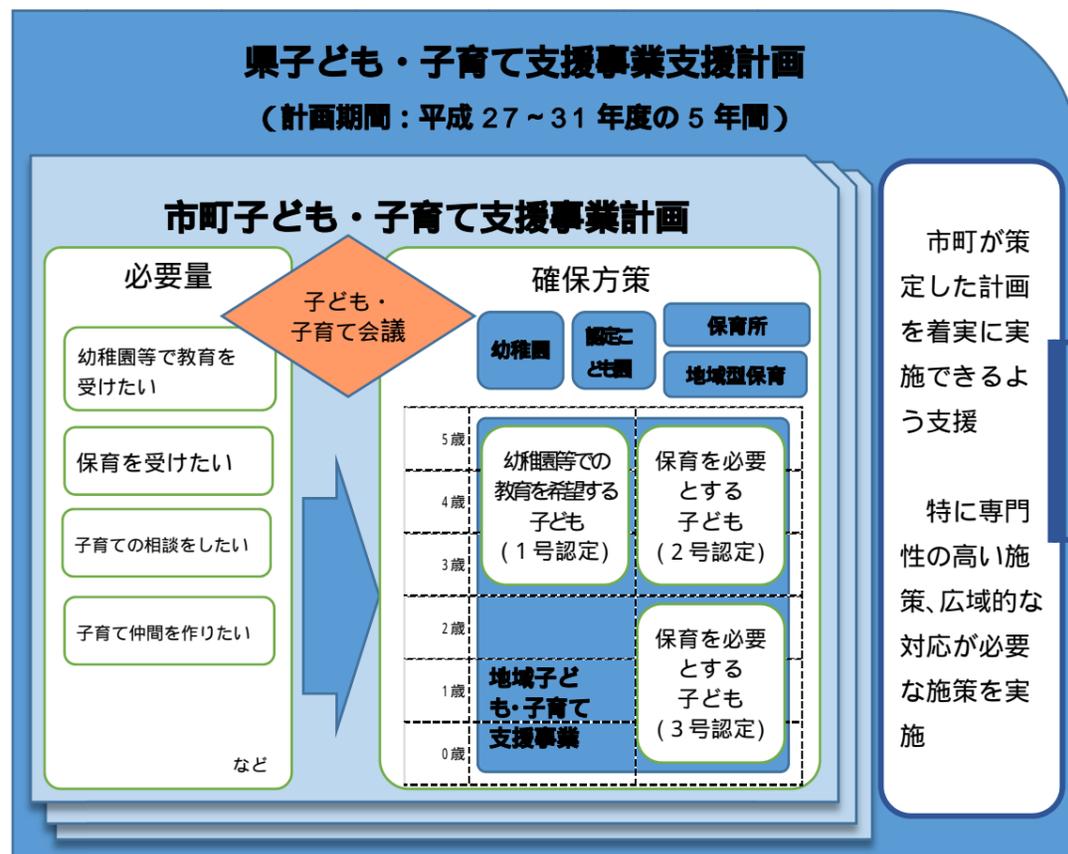
・幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の質の向上を図ります。また、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」について、これまで複雑だった設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及を進めます。

2 保育の量的拡大・確保

・地域のニーズをふまえ、待機児童解消のために保育の受入人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

・すべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援に関するニーズに対応するため、利用者支援事業など新たな事業の創設や放課後児童クラブ等の充実を図ります。



教育・保育の量の見込み、確保方策

・量の見込み：利用希望等把握調査の結果から必要に応じて地域の実情を勘案し設定
 ・確保方策：平成29年度までに量の見込みに対応する教育・保育施設の整備、地域型保育事業の実施をめざすとした「待機児童解消加速化プラン」をふまえて設定
 （各市町が市町子ども・子育て会議を経て設定、県計画では各市町の数値を取りまとめて記載）
 <平成27年度の状況>
 1号認定 管内に幼稚園がない7市町では需要が供給を上回っている。
 教育ニーズを持つ2号認定 5市において需要が供給を上回っている。
 保育ニーズを持つ2号認定 1市において需要が供給を上回っている。
 3号認定 5市町において需要が供給を上回っている。

教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

・認定こども園の目標設置数、移行支援および普及に係る考え方
 <目標設置数>
 23施設（市町設置予定および私立幼稚園移行希望18施設、既存5施設）
 ・幼稚園教諭と保育士の連携支援のための合同研修の機会確保
 ・教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携支援、認定こども園、幼稚園や保育所と小学校等との連携支援

地域子ども・子育て支援事業の推進

・平成31年度までの量の見込みに対応する確保方策を設定
 ・県による重点的な取組：病児保育事業の充実、放課後児童対策の促進、切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
 地域子ども・子育て支援事業
 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業等

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

・従事者の確保：保育士等の確保（新たな保育士の育成、現場の保育士の就業継続支援、潜在保育士の復帰支援、職場の環境改善等）、放課後児童支援員認定資格研修(仮称)や子育て支援員(仮称)養成研修の実施、母子保健コーディネーター等の育成
 ・資質の向上、専門性の確保のための研修の充実

教育・保育情報の公表

・教育・保育施設、地域型保育事業の情報の公表

専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

・児童虐待防止対策の充実
 ・社会的養護体制の充実
 ・母子家庭および父子家庭の自立支援の推進
 ・障がい児施策の充実等

職業生活と家庭生活の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

・子育て期女性の就労に関する支援、企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援